富（河長・大狭・太・河南・千赤）広福第４７６号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２９年１０月４日

各社会福祉法人代表者　様

　　　　　　　　　　　　　（富田林市　河内長野市　河南町　太子町　千早赤阪村）広域福祉課長

大阪狭山市　広域福祉グループ課長

理事会・評議員会の議事録作成にかかる留意点について（通知）

日頃より、福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、社会福祉法の改正（平成29年4月1日施行分）により、議事録の作成についての条文が新たに設けられました。

今回の法改正により、社会福祉法上には、議事録の作成や保管期間、閲覧や謄写の請求に応ずること、また社会福祉法施行規則には、議事録に記録すべき内容が定められました。

各法人各位におかれましては、これらに基づき議事録の作成を行っていただいていることと存じますが、今一度ご確認いただき、議事録の作成・記載内容・保管・情報公開についてよろしくお願いします。特に評議員会の議事録については「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を記載することとなっていますのでご留意願います。作成済みの議事録で記載内容に漏れがある場合は、今後の議事録には記載していただくようお願いいたします。

＜添付ファイル＞

**１　理事会議事録についての根拠法令抜粋**

　**２　評議員会議事録についての根拠法令抜粋**

|  |
| --- |
| 〒５８４－００３１　南河内広域事務室　広域福祉課　　　　　　＜社会福祉法人担当＞住 所：富田林市寿町２丁目６番１号南河内府民センタービル２階T E L：０７２１－２０－１１９９　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 F A X：０７２１－２０－１２０２　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 Mail: k-fukushi@city.tondabayashi.lg.jp |